

愛の家での約束事(見学用)

(目的)

愛の家での生活を安全で快適に過ごしていただくため、利用者に守っていただく最低限のルールを定める。

1 生活等について

- ・日課には体調が悪くないかぎり、必ず参加すること。
- ・朝の掃除は決められた時間で行い、指定の場所を掃除すること。
- ・洗濯や入浴等、決められた時間や順番は守ること。

2 居室内での行動について

- ・整理整頓、清潔保持に努めること。
- ・他の居室には入らないこと。

3 物品の貸し借り等について

- ・物品の貸し借りや交換は、禁止する。
- ・他人の物を勝手に廃棄したり、取り込んだりしないこと。

4 外出、外泊について

- ・原則、入所後1か月間は単独外出を禁止する。その間は職員の付き添いや職員代行で対応する。
 - ・入所1か月後、施設長の判断により単独外出が可能な者については単独外出を認める。
- ① 無断外出・外泊は禁止する。
 - ② 外出・外泊は、5日前までに申し出ること。
※手帳が必要な場合は、各担当に申し出ること。
 - ③ 外出する際は、「愛の家利用者証」を携帯すること。
 - ④ 外出時間は、10:00 から 17:00 までとする。出かける時と帰所時には必ず「外出受付簿」に記入するとともに、帰所時には、アルコールチェックを受けること。
 - ⑤ 外出先でのトラブルについては、必ず愛の家に連絡すること。
 - ⑥ 外出時のお小遣いは基本を 3,000 円とし、必要な場合は上乘せする。
 - ⑦ 受診や外出は各自公共の交通機関の利用を基本とする。公用車を使用した場合は、片道 500 円を徴収する。

5 貴重品・小遣いについて

- ・貴重品は、施設で預かりとする。
 - ・本人への支給金は保護費のうち 15,000 円を支給する。
 - ・入所月については、日割りでの金額となり、翌月中旬に支給する。
 - ・1 か月の使用限度は原則 15,000 円までとする。ただし、通帳に 15,000 円ある場合に限る。
 - ・入所日より 1 か月間、金銭は施設管理とする。その後は施設長が判断し、施設管理や自己管理等の対応とする。
- ※外出の都度、レシートと照合し清算を行う。

6 暴力について

- ・どのような理由があっても、暴力は一切禁止する。

7 飲酒について

- ・施設内外での飲酒は、いかなる場合も禁止する。

8 喫煙について

- ・喫煙は、自室の階にある喫煙所で行うこと。
 - ・ライターは、喫煙所に備え付けのものを使用し個人では持たないこと。
- なお、外出時は職員に許可を得て、貸出を受けること。
- ・喫煙に際しては、周囲の人に迷惑にならないよう十分配慮すること。

9 携帯電話について

- ・携帯電話については、施設で預かりとする。

10 危険物について

- ・入所の際、荷物の確認を行い、ハサミや剃刀等、職員が危険であると判断するものについては施設で預かりとする。